目

次

П

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令..... 山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令....

報

教委訓令

教委規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

平成 22 年

山口県立熊毛南高等学校上関分校

を削り、

同表周南学区の項中

3月31日 (水曜日) の項中

鹿

野

高

等

学

校

を削り、

同表防府学区の項中

山口県立徳佐高等学校高俣分校 Щ Щ П П 県 県 立 立

徳

佐

高

等

学

校

を削り、

同表萩学区の項中

Щ П 県 立 徳 佐 高 等 学 校 別表第二中

Щ

П

県

立

広

瀬 高

等 学

校

及 び

山口県立奈古高等学校須佐分校

を削る。

公布する。 山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに

平成二十二年三月三十一日

Щ

Щ

県 教 育

委

員

숲

## 山口県教育委員会規則第九号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

会規則第十二号)の一部を次のように改正する。 山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則(昭和四十五年山口県教育委員

別表第一岩国学区の項中 Щ Щ П П 県 県 立 立 広 坂 瀬 上 高 高 等 等 学 学

校

を削り、 同表柳井学区

校

に改め

給料月額 科目							加加	<b></b>	
罪	名 時間数						月日		
3	<u>25</u> 100		標 課 公 公	提 提 公 公	時分	時 5 5	動	勤務后	
	算定額時間数	빡	分から分まで	分から分まで	分から 分まで	分から 分まで	務)	小	
器				<u>}</u>		時分	時間数		
□	100 100 単価 質					٦		*	
	算定額 時間数						業務内容	<del>U</del>	
郡	100 100 単価			<b>\</b>		時分	25 100		
田			}	<b>\}</b>		分時分	50 100	起	野
	器		\			分時分	100		
郡	# 10 12			\		分時分	125 100		
				<b></b>		分時分	135	<b>3</b>	
田	器			<u></u>		퐈	150 100	323	器
	10 13			<u></u>		分時分	60円前		
3			<b></b>	<b>&gt;</b>		分時分時分	+ 50	外	
甜	器			<u></u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$+\frac{25}{100}$ $+\frac{125}{100}$	5	Э
	150 100 <b>単値</b>			<u></u>		う 時 分	$+\frac{15}{100}$		
3	算定額時間数			<b>&gt;</b>		畢	160	勤	
郡						分時	175	+	
3						分時	$+\frac{50}{100}$		<b>X</b>
田	算定額 時間数			<u>}</u>		分時	$\frac{0}{100} + \frac{25}{100}$	務	
郡						分時分			
	175 100 単価 質					畢	15 [00] 勤務		£
<b>3</b>	定額時			<u>)</u>		分時	日 夜間		
#	間 君   検	<u></u>				分			
//00	務暇 取時	担当者印		\$			<b>艦</b>		
础				>					
	合質 定 群額			>			妣		

兀

Щ П

県

教

育

委 員

会

を

に改め、

同様式の

に

改め

を

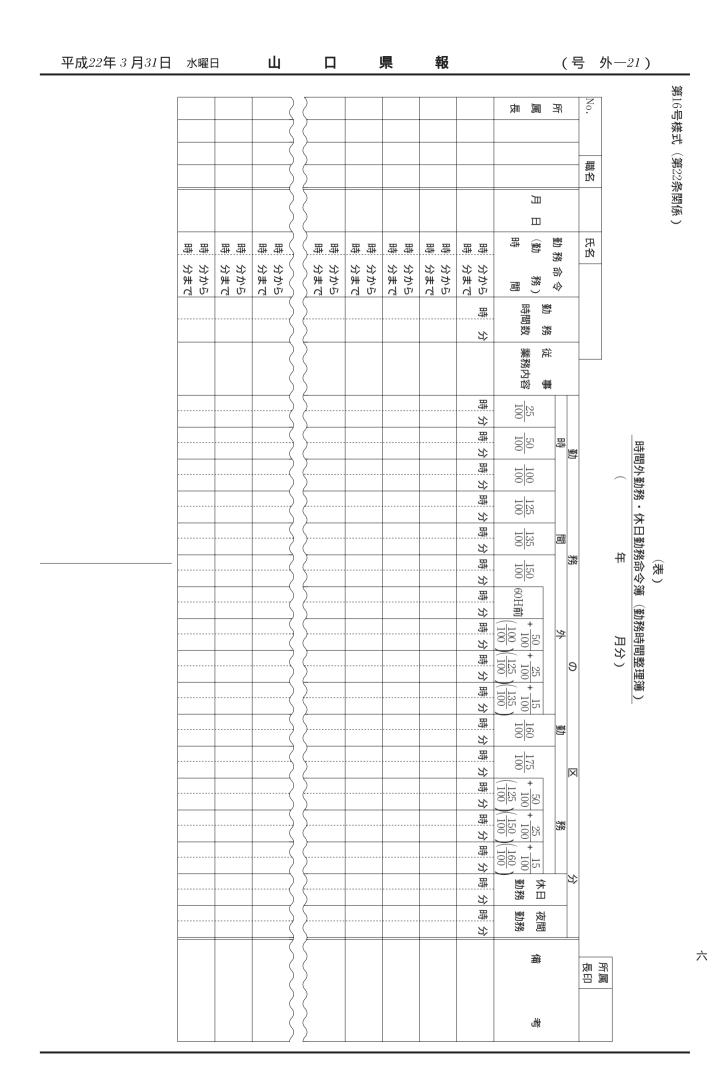
県

立

学

校

般



注職者		Ì	% 1 **						) (	)						加	Ħ	1 3	严	
経費の支出科目が異なるときは、 用紙の大きさは、日本工業規格	 ⅎ	3	经未补 田 多星						\ \ (	, )										-
費の支出科目が写用紙の大きさは、		I	四世							) )										
目が異が とは、E			₩ T							)							Д			
る本の	ѫ				_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	毌			#	1
なるときは、「備考」欄に∹日本工業規格A列4とする。	ⅎ	単価	25 100		時分		時分		(	/	時分	時分		時分		-	(重)]	ر 1	1	
「備老 A列4	迅	算定額時間数		파	分まで	から	分まで	から		) 십	分から	分まで	から	分まで	から	噩	務)	,	\$	-
マー・調・	毌									<u>)                                    </u>					邳		共開数	勤務		
5° 1.40	圕	単価	50 100												父			従		1
型的	圕	算定額時間数							(	) )						I	<b>業</b> 務	#		
を記∧	毌									)					時分	100	25			1
「備考」欄にその科目名を記入すること。 A列4とする。	圕	単価質	100						<u> </u>	) }					뀲	100	50		罪	u+
Ů	ⅎ	算定額時間数							(	·····					分時		100		劃	ř
	毌								\$ (	) )					分時		125			
	ⅎ	単価質	125 100						<u>}</u> (	)					分時		5 135		胃	
	ⅎ	算定額時間数								) }					分時				扔	ap.
	亞		-						(	<u> </u>					分時		150	٦		
	圕	単価	135						( (	)					分	60円前(-	+			
	ⅎ	算定額時間数							(	) )					時 分日	100	3 5	1	外	
	郡									<u></u>					分時分	125	105	ì	S	)
	圕	単価	150						) (	<u>)                                    </u>					時分	$\begin{pmatrix} 135\\100 \end{pmatrix}$	+ 100	1		
	ⅎ	算定額時間数							( (	)					時分時分時分時分時分時分時分時分		160		勤	
	毌								7 )	)					時分	100	175		×	7
	迅	単価質	160 100							)					時 5	$\begin{pmatrix} 125 \\ 100 \end{pmatrix}$	+	1		
	迅	算定額時間数							(	)						$\begin{pmatrix} 150 \\ 100 \end{pmatrix}$	1 2  -  -	2	務	
	毌								(	\					分時	$\frac{160}{100}$	5 °' + -1 _			
	ⅎ	単価質	175 100						(	)					分時	(1) 動務	3	└ ¥ □		>
	ⅎ	算定額 時間数 換算率							(	)					分時					
	時 //00	調数換	代 問 書	<del>(21</del>					7 ( 7 (	) )					3S	勤務	<u>,</u>	間	<u></u>	
	//00		時間外勤務 代 替 休 暇	担当者印					ζ,	)							齑	Ì		
	ѫ			当	_				(	)										
	ⅎ		算定額						(	)							ψ	ŧ		

平平	平成22年3月31日	水曜日	Щ	П	県	報	(号 外-21)
平成二十二年三月三十一日発行平成二十二年三月三十一日印刷							をして使用することができる。 ( ) 「
発発							の 山 — 及 口 日
行行							び 県 が
人所							残 交 学 校 で で で で で で で で で で で で で
ЩЩ							も 員 るの 服
口口 県知 事庁							) につい れ 程 に 定
							用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整改正前の山口県立学校職員服務規程に定める様式による出勤改正年四月一日から施行する。